

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
(平成十一年三月三十一日法律第八号)

最終改正…平成一六年三月三十一日法律第一四号
(最終改正までの未施行法令)平成十六年三月三十一日法律第十四号(一部未施行)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例(第三条―第十五条)

第三章 法人税法の特例(第十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税(法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)の制度を構築することが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、この法律が施行された後の我が国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行うまでの間、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の特例を定めるものとする。